

広島県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木原こどもクリニック	三原市円一町一丁目一番七号 フジグラン三原	平成三〇年四月一日
佐木島診療所	三原市鷺浦町向田野浦一七二二番地	平成三〇年四月一日
ウォンツ三原宮浦薬局	三原市宮浦六丁目一番一号	平成三〇年五月一日
川口内科クリニック	東広島市西条中央七丁目一番一七号	平成三〇年五月一日
宮河小児科医院	廿日市市本町五番一二号	平成三〇年五月一日
どんぐり薬局 北広島店	山県郡北広島町阿坂四七〇四番地三	平成三〇年六月一日